



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年7月11日火曜日 第2890号

### ◇ 目 次 ◇

- 知事指定薬物の指定の失効……………（薬務衛生課）… 488
- 地籍調査の成果の認証……………（農政課）… 488
- 土地改良事業の工事の完了……………（農地整備課）… 488
- 都市計画の変更（一部変更）案の縦覧（2件）……………（都市計画課）… 489
- 医師の指定……………（福祉総合支援センター）… 489
- 指定医師の所在地の変更……………（ ” ）… 489

### 人事委員会公告

- 平成29年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告……………（人事委員会事務局）… 490
- 平成29年度身体障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告……………（ ” ）… 493
- 平成29年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告……………（ ” ）… 495
- 平成29年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告……………（ ” ）… 497
- 平成29年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告……………（ ” ）… 500

### 選挙管理委員会告示

- 衆議院小選挙区選出議員補欠選挙に関する選挙人名簿の登録基準日……………（選挙管理委員会）… 503
- 衆議院小選挙区選出議員補欠選挙における各候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及びその回数決定……………（ ” ）… 503

## 告 示

### ○愛媛県告示第816号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

平成29年7月11日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-（メチルアミノ）-2-フェニルシクロヘキサノン（通称名Deschloroketamine、DXE、DCK）及びその塩類
- (2) 1-（4-クロロフェニル）-N-メチルプロパン-2-アミン（通称名4-CMA、p-CMA）及びその塩類
- (3) 1-（4-シアノブチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名CUMYL-4CN-BINACA）及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

#### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

#### 3 失効の日

平成29年7月1日

### ○愛媛県告示第817号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同

条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年7月11日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

| 実施者   | 地 域            | 調 査 期 間          | 成 果 の 名 称               |
|-------|----------------|------------------|-------------------------|
| 今治市   | 東鳥生町2丁目等10単位区域 | 平成27年度から平成28年度まで | 東鳥生町2丁目等10単位区域の地籍図及び地籍簿 |
| 東温市   | 松瀬川の一部         | 平成26年度から平成28年度まで | 東温市（松瀬川の一部）の地籍図及び地籍簿    |
| 四国中央市 | 金砂町平野山3        | 平成26年度から平成27年度まで | 四国中央市（金砂町平野山3）の地籍図及び地籍簿 |

#### 2 認証年月日

平成29年7月11日

### ○愛媛県告示第818号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成29年7月11日

愛媛県知事 中村時広

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-----------|----------------|-----------------|
| ため池等整備事業  | 東宇和西部地区（西予市）   | 平成29年3月23日      |

○愛媛県告示第819号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画道路  
1・4・1 自動車専用松山外環状線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 松山市来住町、今在家四丁目、北土居二丁目、北井門二丁目の各一部
  - (2) 削除する部分 松山市来住町の一部

○愛媛県告示第820号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画道路  
3・2・3 来住余戸線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 松山市来住町、北井門二丁目の各一部
  - (2) 削除する部分 松山市来住町、今在家四丁目、北土居二丁目、北土居三丁目、北井門二丁目の各一部

○愛媛県告示第821号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成29年 7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 診断する身体障害の種類    | 診療科名     | 病院又は診療所の名称        | 医師氏名 | 同左所在地          | 指定年月日     |
|----------------|----------|-------------------|------|----------------|-----------|
| 心臓・呼吸器機能障害     | 循環器内科、内科 | 市立宇和島病院           | 清水秀晃 | 宇和島市御殿町1番1号    | 平成29年7月1日 |
| 心臓機能障害         | 循環器内科    | 住友別子病院            | 岡明宏  | 新居浜市王子町3番1号    | 平成29年7月1日 |
| 肝臓機能障害         | 消化器内科    | 住友別子病院            | 竹井大介 | 新居浜市王子町3番1号    | 平成29年7月1日 |
| ぼうこう又は直腸機能障害   | 消化器外科    | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 阿部陽介 | 東温市志津川         | 平成29年7月1日 |
| ぼうこう又は直腸機能障害   | 消化器外科    | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 垣生恭佑 | 東温市志津川         | 平成29年7月1日 |
| 心臓機能障害         | 循環器内科    | 社会医療法人真泉会今治第一病院   | 市川忍  | 今治市宮下町1丁目1番21号 | 平成29年7月1日 |
| 心臓・じん臓・呼吸器機能障害 | 内科       | 医療法人三省会村上病院       | 村上正哲 | 今治市常盤町5丁目3-37  | 平成29年7月1日 |
| 平衡・音声、言語機能障害   | 脳神経外科    | 大洲中央病院            | 瀬野利太 | 大洲市東大洲5番地      | 平成29年7月1日 |

○愛媛県告示第822号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成29年 7月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医師氏名 | 旧 所 在 地    |             | 新 所 在 地         |               | 変更年月日     |
|------|------------|-------------|-----------------|---------------|-----------|
|      | 病院又は診療所の名称 | 同左所在地       | 病院又は診療所の名称      | 同左所在地         |           |
| 鳥飼智彦 | 市立宇和島病院    | 宇和島市御殿町1番1号 | 住友別子病院          | 新居浜市王子町3番1号   | 平成29年4月1日 |
| 藤井裕子 | 市立宇和島病院    | 宇和島市御殿町1番1号 | 医療法人和絢会整形外科藤井病院 | 今治市常盤町5丁目3の38 | 平成29年5月1日 |

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成29年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成29年 7月11日

愛媛県人事委員会

〒 790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 電話 (089) 912-2826  
 愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

また、同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験と重複して申し込むことはできません。

(1) 初級

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容  |
|------|--------|---|
| 一般事務 | 4人程度   | 知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。 |
| 警察事務 | 2人程度   | 警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。                               |

(2) 資格免許職

| 試験区分            | 採用予定人員 | 職務内容  |
|-----------------|--------|---|
| 短期大学卒業程度<br>保育士 | 1人程度   | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、児童の生活指導、学習指導等の業務に従事します。                       |
| 臨床検査技師          | 5人程度   | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、検体検査、生理機能検査、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。 |

2 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

| 試験区分 | 受験資格   |
|------|--|
| 一般事務 | 平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成30年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。） |
| 警察事務 |  |

イ 資格免許職

| 試験区分   | 受験資格  |
|--------|---|
| 保育士    | (1) 昭和58年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者<br>(2) 保育士の資格を有する者又は平成30年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者   |
| 臨床検査技師 | (1) 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者<br>(2) 臨床検査技師の免許を有する者又は平成30年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者 |

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 区分    | 日   | 時                                | 試 験 会 場                 | 合 格 発 表                   |
|-------|---|----------------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 第1次試験 | 平成29年9月24日<br>(日曜日)                       | 午前9時15分～<br>午後0時                 | 愛媛県庁<br>(松山市一番町四丁目4番地2) | 10月中旬<br>第1次試験当日にお知らせします。 |
|       |   | 午前8時15分～午前9時<br>※遅刻した場合は受験できません。 |                         |                           |
| 第2次試験 | 10月下旬に松山市内で実施予定です。<br>詳細は、第1次試験合格者に通知します。 |                                  |                         | 11月中旬                     |

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

#### 4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分    | 試験・検査種目          | 配点   | 試 験 の 内 容   |
|-------|------------------|------|---|
| 第1次試験 | 初級<br>教 養 試 験    | 50点  | 高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）                                 |
|       | 資格免許職<br>教 養 試 験 | 50点  | 短期大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）                              |
|       | 専 門 試 験          | 40点  | 各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間）<br>なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。 |
| 第2次試験 | 口 述 試 験          | 300点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。   |
|       | 作 文 試 験          | 60点  | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）  |
|       | 適 性 検 査          | —    | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。   |

- (2) 第1次試験合格者は、初級については教養試験の得点、資格免許職については教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、初級については、第1次試験の得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

#### 5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。  
なお、受付期間は次のとおりです。  
**平成29年8月17日（木）午前8時30分から9月4日（月）午後5時15分まで**  
※ 原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月28日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行

ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

**6 受験票の交付**

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月15日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

**7 合格から採用まで**

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。  
この名簿は、原則として、平成30年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) **資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。**
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

**8 給与**

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

| 試 験 区 分   |             | 現 行 給 料 月 額              |
|-----------|-------------|--------------------------|
| 初 級       | 一 般 事 務     | 行政職給料表1級7号給 148,863円     |
|           | 警 察 事 務     |                          |
| 資 格 免 許 職 | 保 育 士       | 行政職給料表1級15号給 159,403円    |
|           | 臨 床 検 査 技 師 | 医療職給料表(□)1級19号給 177,572円 |

※ 学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

**9 試験結果の開示**

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参の上、午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 開示請求できる人  | 開 示 内 容  | 開示期間             | 開 示 場 所     |
|-----------|--|------------------|-------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名)   | 第1次試験合格発表の日から1月間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第2次試験受験者  | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名) | 第2次試験合格発表の日から1月間 |             |

**別表(4関係)**

**専 門 試 験 (資格免許職) の 出 題 分 野**

| 試験区分        | 出 題 分 野  |
|-------------|--|
| 保 育 士       | 社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健(精神保健を含む)                         |
| 臨 床 検 査 技 師 | 公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を含む)、生理学、病理学(解剖・組織学を含む)、臨床化学(生化学を含む)、血液学、免疫・血清学、微生物学(医動物学を含む) |

## ○愛媛県人事委員会公告第6号

平成29年度身体障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告

平成29年 7月11日

愛媛県人事委員会

〒 790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 電話 (089) 912-2826  
 愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容  |
|------|--------|---|
| 一般事務 | 若干名    | 知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。 |
| 警察事務 | 若干名    | 警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。                               |

## 2 受験資格

- (1) 昭和58年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者
- (3) 日本の国籍を有する者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

## 3 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 区分    | 日   | 時   | 試験会場                    | 合格発表                      |
|-------|---|---|-------------------------|---------------------------|
| 第1次試験 | 平成29年10月22日（日曜日）                          | 午前9時15分から午後0時まで<br>受付時間<br>午前8時15分～午前9時<br>※遅刻した場合は受験できません。 | 愛媛県庁<br>（松山市一番町四丁目4番地2） | 11月上旬<br>第1次試験当日にお知らせします。 |
| 第2次試験 | 11月下旬に松山市内で実施予定です。<br>詳細は、第1次試験合格者に通知します。 |   |                         | 12月中旬                     |

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

※ 点字による受験の場合は、第1次試験の終了時間が異なります。

## 4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分    | 試験・検査種目 | 配点   | 試験の内容  |
|-------|---------|------|--|
| 第1次試験 | 教養試験    | 40点  | 高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間（点字による受験の場合は、解答時間3時間）） |
| 第2次試験 | 口述試験    | 300点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。  |
|       | 作文試験    | 60点  | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）                               |
|       | 適性検査    | —    | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。  |

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。

- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、第1次試験の得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の口述試験、作文試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。

- (4) 第2次試験では、身体障害者手帳の持参が必要です。

(5) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

## 5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成29年 8月24日（木）午前 8時30分から 9月11日（月）午後 5時15分まで

※ 障がいの状況等により、インターネットにより申し込むことができない事情がある場合は、9月4日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）

(3) 申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前 8時30分から午後 5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

## 6 受験票の交付

(1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月13日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

※ 障がいの状況等により、申込者本人の署名が困難な場合は、代筆での記入を認めます。（その場合、代筆者の氏名も記入してください。）

## 7 受験時の配慮について

試験は、点字又は拡大文字による受験ができます。点字又は拡大文字による受験希望の有無（点字受験用の機器（点字器、点字タイプライター等）やルーペ等の使用の有無を含む。）のほか、車椅子や補助具等の使用の有無、駐車場利用希望の有無、その他受験にあたって希望する事項については、受験申込みの際に「受験にあたっての要望事項」欄に必ず入力してください。

なお、使用する補助具等は、各自で用意のうえ試験当日に持参してください。

教養試験問題は、通常文字は11ポイント程度、拡大文字は14ポイント程度です。

## 8 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、平成30年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

## 9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

| 試 験 区 分 | 現 行 給 料 月 額          |
|---------|----------------------|
| 一 般 事 務 | 行政職給料表1級7号給 148,863円 |
| 警 察 事 務 |                      |

※ 学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

## 10 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証

等)を持参の上、午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 開示請求できる人  | 開示内容  | 開示期間             | 開示場所        |
|-----------|---|------------------|-------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨)   | 第1次試験合格発表の日から1週間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第2次試験受験者  | 第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験種目名) | 第2次試験合格発表の日から1週間 |             |

## ○愛媛県人事委員会公告第7号

### 平成29年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告

平成29年7月11日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話(089)912-2826  
愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

#### 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分   | 採用予定人員 | 職務内容   |
|--------|--------|--|
| 少年補導職員 | 1人程度   | 警察本部又は警察署に勤務し、少年補導、保護活動、支援活動、広報活動等の業務に従事します。 |

#### 2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

イ 平成8年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を平成30年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 教員免許を有する者又は平成30年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者

イ 学校教育法による大学(短期大学を含む。)又はこれと同等と人事委員会が認めるものにおいて、児童心理学、発達心理学、教育心理学、青年心理学、臨床心理学その他の心理学を修学した者又はこれらを平成30年3月末日までに修学する見込みの者

※ 同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験と重複して申し込むことはできません。

#### 3 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 区分    | 日時   | 試験会場                    | 合格発表                      |
|-------|--|-------------------------|---------------------------|
| 第1次試験 | 平成29年9月24日(日曜日)<br>午前9時15分から午後0時30分まで<br>受付時間<br>午前8時15時～午前9時<br>遅刻した場合は受験できません。 | 愛媛県庁<br>(松山市一番町四丁目4番地2) | 10月中旬<br>第1次試験当日にお知らせします。 |
| 第2次試験 | 10月下旬に松山市内で実施予定です。<br>詳細は、第1次試験合格者に通知します。  |                         | 11月中旬                     |

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)にも掲載します。

#### 4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。



| 区分    | 試験・検査種目 | 配点   | 試験の内容  |
|-------|---------|------|--|
| 第1次試験 | 教養試験    | 50点  | 大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分) |
| 第2次試験 | 口述試験    | 168点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。                        |
|       | 作文試験    | 32点  | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)           |
|       | 適性検査    | —    | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。                            |

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

## 5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。  
なお、受付期間は次のとおりです。  
**平成29年8月17日(木)午前8時30分から9月4日(月)午後5時15分まで**  
※ 原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月28日(月)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)  
なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

## 6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月15日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

## 7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県少年補導職員採用候補者として、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。  
この名簿は、原則として、平成30年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 採用者は、愛媛県警察本部において、少年補導職員として必要な教養を受け、警察本部又は警察署に配置されます。

## 8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、行政職給料表1級27号給(現行給料月額182,290円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 開示請求できる人  | 開 示 内 容  | 開示期間             | 開 示 場 所     |
|-----------|--|------------------|-------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）  | 第1次試験合格発表の日から1月間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第2次試験受験者  | 第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名） | 第2次試験合格発表の日から1月間 |             |

○愛媛県人事委員会公告第8号

平成29年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成29年7月11日

愛媛県人事委員会  
愛媛県警察本部

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分  | 都 府 県 名 | 採用予定人員 | 職 務 内 容  |
|-------|---------|--------|--|
| 高校卒程度 | 愛 媛 県   | 21人程度  | 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。 |
|       | 警 視 庁   | 2人程度   |  |
|       | 神 奈 川 県 | 3人程度   |  |
|       | 大 阪 府   | 5人程度   |  |
|       | 兵 庫 県   | 2人程度   |  |

第2志望まで選択することができますが、第1志望は必ず愛媛県としてください。愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

また、申込み後の志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を平成30年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

ただし、神奈川県の実験資格（生年月日）は「昭和62年4月2日から平成12年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、神奈川県を第2志望とすることはできません。

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目            | 配点  | 試 験 の 内 容   |            |
|----|--------------------|-----|---|------------|
|    | 教 養 試 験            | 50点 | 高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間） |            |
|    | 体 力 試 験<br>(愛媛県のみ) | 20点 | 職務遂行に必要な体力について、試験を行います。                           |            |
|    |                    |     | 種 目   | 基 準        |
|    |                    |     | 反復横とび   | 50回以上/20秒間 |
| 握力 | 45kg以上（左右の平均）      |     |   |            |

| 第1次試験             |   |  | <table border="1"> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上/30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>30回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> </tr> </table> <p>※基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p> | 上体起こし | 25回以上/30秒間 | 腕立て伏せ                             | 30回以上 | 20mシャトルラン              | 65回以上 |   |
|-------------------|---|--|--|-------|------------|-----------------------------------|-------|------------------------|-------|---|
|                   | 上体起こし   | 25回以上/30秒間   |  |       |            |                                   |       |                        |       |   |
|                   | 腕立て伏せ   | 30回以上  |  |       |            |                                   |       |                        |       |   |
| 20mシャトルラン         | 65回以上   |  |  |       |            |                                   |       |                        |       |   |
| スポーツ加点<br>(愛媛県のみ) | 5点  | <p>柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。(詳細は、別表「加点の申請について」を参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔 道</td> <td>2段以上(講道館認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>剣 道</td> <td>2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験</td> </tr> </tbody> </table> | 項 目  | 基 準   | 柔 道        | 2段以上(講道館認定の段位に限る。)                | 剣 道   | 2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。) | スポーツ歴 | 全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験 |
| 項 目               | 基 準   |  |  |       |            |                                   |       |                        |       |   |
| 柔 道               | 2段以上(講道館認定の段位に限る。)  |  |  |       |            |                                   |       |                        |       |   |
| 剣 道               | 2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)  |  |  |       |            |                                   |       |                        |       |   |
| スポーツ歴             | 全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験 |  |  |       |            |                                   |       |                        |       |   |
| 身体検査              | —   | <p>職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴 力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>身体に障がいその他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>  | 項 目  | 基 準   | 視 力        | 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 | 聴 力   | 完全であること。               | そ の 他 | 身体に障がいその他の異常がなく健康であること。   |
| 項 目               | 基 準   |  |  |       |            |                                   |       |                        |       |   |
| 視 力               | 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。   |  |  |       |            |                                   |       |                        |       |   |
| 聴 力               | 完全であること。  |  |  |       |            |                                   |       |                        |       |   |
| そ の 他             | 身体に障がいその他の異常がなく健康であること。   |  |  |       |            |                                   |       |                        |       |   |
| 第2次試験             | 口 述 試 験   | 75点  | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。  |       |            |                                   |       |                        |       |   |
|                   | 作 文 試 験   | 30点  | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)   |       |            |                                   |       |                        |       |   |
|                   | 適 性 検 査   | —  | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。  |       |            |                                   |       |                        |       |   |
|                   | 身体精密検査  | —  | <p>職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。<br/>                     なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。<br/>                     ○職務遂行に支障がないこと。<br/>                     ※検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。</p>                          |       |            |                                   |       |                        |       |   |

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。  
 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。

※ 教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

別表 加点の申請について

| 項 目   | 証 明 書 類  | 申 請 方 法  |
|-------|--|--|
| 柔 道   | ○講道館が認定した段位を証明する書類の写し  | <p><b>受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」を、簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。(提出期限：平成29年9月11日(月)午後5時15分(必着))</b></p> <p>スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書(原本)」以外の書類を提出された場合は、原本確認又は追加書類の提出を求める場合があります。(この場合、第1次試験(1日目)当日の受付終了時までに証明書類の原本又は追加書類を提出してください。)</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 加点基準を満たさない場合(基準を満たす事実が確認できない場合を含む。)</li> <li>(2) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合(申込み完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。)</li> <li>(3) 期限までに「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」の提出がない場合(申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。)</li> </ul> |
| 剣 道   | ○全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し  |  |
| スポーツ歴 | <p>○出身校による全国大会参加証明書(原本)又は</p> <p>○次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地区予選を経た全国大会であること</li> <li>(2) 大会に選手として出場したこと</li> </ul> <p>※(1)は基準で例示している全国大会の場合は不要<br/>                     ※(2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること</p> |  |

※ スポーツ加点申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

## 4 試験日、試験会場及び合格発表

| 区 分   | 試 験 日  | 試験・検査種目      | 試 験 会 場                     | 合 格 発 表                   |
|-------|--|--------------|-----------------------------|---------------------------|
| 第1次試験 | 平成29年10月14日(土)<br>午前8時30分から午後5時30分までのうち<br>人事委員会が指定する時間<br>(遅刻した場合は受験できません。) | 体力試験<br>身体検査 | 松山東高等学校<br>(松山市持田町二丁目2番12号) | 10月下旬<br>第1次試験当日にお知らせします。 |
|       | 平成29年10月15日(日)<br>午前9時から午後0時まで<br>〔受付時間：午前8時から午前8時45分〕<br>(遅刻した場合は受験できません。)  | 教養試験         |                             |                           |
| 第2次試験 | 11月中旬に松山市内で実施予定です。<br>詳細は、第1次試験合格者に通知します。                                    |              |                             | 12月上旬                     |

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します。(「6 受験票の交付」参照)

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページにも掲載します。

※ 愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

## 5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成29年8月24日(木)午前8時30分から9月11日(月)午後5時15分まで

※ 原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、9月4日(月)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)

- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)

- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

## 6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月6日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

- (3) 印刷した受験票は、体力試験及び身体検査の受付時間など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

## 7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者として、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。

この名簿は、原則として、平成30年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。

- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

※ 愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

## 8 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級13号給（現行給料月額186,606円）、高校卒程度で公安職給料表1級5号給（現行給料月額172,252円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

※ 愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 開示請求できる人  | 開 示 内 容  | 開示期間             | 開 示 場 所     |
|-----------|--|------------------|-------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位<br>（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）                          | 第1次試験合格発表の日から1月間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第2次試験受験者  | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位<br>（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名） | 第2次試験合格発表の日から1月間 |             |

※ 愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

10 問い合わせ先等

|                        |   |                                   |  |
|------------------------|---|-----------------------------------|--|
| スポーツ加点申請書提出先<br>問い合わせ先 | 愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係<br>〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2<br>電話 089-912-2826<br>ホームページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/employment/">http://www.pref.ehime.jp/employment/</a> |                                   |  |
| 問い合わせ先                 | 愛媛県警察本部 警務課<br>〒790-8573 松山市南堀端町2番地2<br>電話 089-934-0110 内線2621・2623・2626・2627<br>フリーダイヤル 0120-204-724   |                                   |  |
| 愛媛県以外の都府県に関する問い合わせ先    | 警視庁採用センター<br>電話 0120-314-372  | 神奈川県警察本部警務課採用係<br>電話 0120-03-4145 |  |
|                        | 大阪府警察官採用センター<br>電話 0120-370-314   | 兵庫県警察官採用センター<br>電話 0120-145-314   |  |

○愛媛県人事委員会公告第9号

平成29年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成29年7月11日

愛媛県人事委員会  
愛媛県警察本部

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分  | 採用予定人員 | 職 務 内 容  |
|-------|--------|--|
| 高校卒程度 | 8人程度   | 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。 |

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた女子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を平成30年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

3 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分        | 試験・検査種目   | 配点   | 試験の内容  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
|-----------|---|--|--|----|----|-----------------------------------|------------|------------------------|---------------|---|------------|-------|-------|-----------|-------|
| 第1次試験     | 教養試験  | 50点  | 高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間)  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
|           | 体力試験  | 20点  | 職務遂行に必要な体力について、試験を行います。<br><table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>40回以上/20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>25kg以上(左右の平均)</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>15回以上/30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>35回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p> | 種目 | 基準 | 反復横とび                             | 40回以上/20秒間 | 握力                     | 25kg以上(左右の平均) | 上体起こし   | 15回以上/30秒間 | 腕立て伏せ | 15回以上 | 20mシャトルラン | 35回以上 |
|           | 種目  | 基準   |  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
|           | 反復横とび   | 40回以上/20秒間   |  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
| 握力        | 25kg以上(左右の平均)   |  |  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
| 上体起こし     | 15回以上/30秒間  |  |  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
| 腕立て伏せ     | 15回以上   |  |  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
| 20mシャトルラン | 35回以上   |  |  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
| スポーツ加点    | 5点  | 柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。(詳細は、別表「加点の申請について」を参照)<br><table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上(講道館認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験</td> </tr> </tbody> </table> | 項目   | 基準 | 柔道 | 2段以上(講道館認定の段位に限る。)                | 剣道         | 2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。) | スポーツ歴         | 全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験 |            |       |       |           |       |
| 項目        | 基準  |  |  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
| 柔道        | 2段以上(講道館認定の段位に限る。)  |  |  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
| 剣道        | 2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)  |  |  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
| スポーツ歴     | 全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験 |  |  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
| 身体検査      | —   | 職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。<br><table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障がいその他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>  | 項目   | 基準 | 視力 | 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 | 聴力         | 完全であること。               | その他           | 身体に障がいその他の異常がなく健康であること。   |            |       |       |           |       |
| 項目        | 基準  |  |  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
| 視力        | 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。   |  |  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
| 聴力        | 完全であること。  |  |  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
| その他       | 身体に障がいその他の異常がなく健康であること。   |  |  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
| 第2次試験     | 口述試験  | 75点  | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
|           | 作文試験  | 30点  | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)   |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
|           | 適性検査  | —  | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。  |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |
|           | 身体精密検査  | —  | 職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。<br>なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。<br>○職務遂行に支障がないこと。<br>※検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。   |    |    |                                   |            |                        |               |   |            |       |       |           |       |

(2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。

## 別表 加点の申請について

| 項 目   | 証 明 書 類  | 申 請 方 法   |
|-------|--|---|
| 柔 道   | ○講道館が認定した段位を証明する書類の写し  | <p>受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」を、簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。（提出期限：平成29年9月11日（月）午後5時15分（必着））</p> <p>スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の書類を提出された場合は、原本確認又は追加書類の提出を求め場合があります。（この場合、第1次試験（1日目）当日の受付終了時までに証明書類の原本又は追加書類を提出してください。）</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。</p> <p>(1) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）</p> <p>(2) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合（申込み完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。）</p> <p>(3) 期限までに「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」の提出がない場合（申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。）</p> |
| 剣 道   | ○全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し  |   |
| スポーツ歴 | ○出身校による全国大会参加証明書（原本）又は<br>○次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し<br>(1) 地区予選を経た全国大会であること<br>(2) 大会に選手として出場したこと<br>※(1)は基準で例示している全国大会の場合は不要<br>※(2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること |   |

※ スポーツ加点申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

## 4 試験日、試験会場及び合格発表

| 区 分   | 試 験 日  | 試験・検査種目      | 試 験 会 場                     | 合 格 発 表                   |
|-------|--|--------------|-----------------------------|---------------------------|
| 第1次試験 | 平成29年10月14日（土）<br>午前8時30分から午後5時30分までのうち<br>人事委員会が指定する時間<br>（遅刻した場合は受験できません。） | 体力試験<br>身体検査 | 松山東高等学校<br>（松山市持田町二丁目2番12号） | 10月下旬<br>第1次試験当日にお知らせします。 |
|       | 平成29年10月15日（日）<br>午前9時から午後0時まで<br>〔受付時間：午前8時から午前8時45分〕<br>〔遅刻した場合は受験できません。〕  | 教養試験         |                             |                           |
| 第2次試験 | 11月中旬に松山市内で実施予定です。<br>詳細は、第1次試験合格者に通知します。                                    |              |                             | 12月上旬                     |

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します。（「6 受験票の交付」参照）

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページにも掲載します。

## 5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成29年8月24日（木）午前8時30分から9月11日（月）午後5時15分まで

※ 原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、9月4日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

## 6 受験票の交付

(1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月6日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、体力試験及び身体検査の受付時間など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。  
この名簿は、原則として、平成30年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級13号給（現行給料月額186,606円）、高校卒程度で公安職給料表1級5号給（現行給料月額172,252円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 開示請求できる人  | 開 示 内 容  | 開示期間             | 開 示 場 所     |
|-----------|--|------------------|-------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位<br>（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）                          | 第1次試験合格発表の日から1月間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第2次試験受験者  | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位<br>（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名） | 第2次試験合格発表の日から1月間 |             |

10 問い合わせ先等

|                        |   |
|------------------------|---|
| スポーツ加点申請書提出先<br>問い合わせ先 | 愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係<br>〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2<br>電話 089-912-2826<br>ホームページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/employment/">http://www.pref.ehime.jp/employment/</a> |
| 問い合わせ先                 | 愛媛県警察本部 警務課<br>〒790-8573 松山市南堀端町2番地2<br>電話 089-934-0110 内線2621・2623・2626・2627<br>フリーダイヤル 0120-204-724   |

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙に関する選挙人名簿の登録を次のとおり行う。

平成29年7月11日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

被登録資格決定基準日 平成29年10月9日  
（ただし、年齢については、同月22日）

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙における各候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及びその回数は、次のとおりとする。

平成29年7月11日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

| 区 分      | 基幹放送事業者  | 政見放送の回数 |
|----------|----------|---------|
| テレビジョン放送 | 南海放送株式会社 | 1回      |



|           |          |    |
|-----------|----------|----|
| ラ ジ オ 放 送 | 南海放送株式会社 | 1回 |
|-----------|----------|----|